

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市立学校の児童及び生徒の文化及び体育活動費補助金
補助の区分	事業補助（事業補助）
補助の概要	市内小中学校の児童及び生徒の文化及び体育大会に出場するための経費に対し、補助金を交付する。
補助事業者	小・中学校で部活動を行う団体及び地域クラブ活動を行う団体
補助対象経費	交通費、宿泊費、市内大会以外の参加費
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	上記対象経費から受益者負担（交通費にかかる受益者負担3,000円（児童は1,500円）、宿泊費にかかる受益者負担3,000円）を差し引いた額。
	○少額（5万円以下）補助金の理由 大会参加にかかる経費を一定額補助するため。
補助率等	算定不可
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 参加する大会により経費が異なるため。
数値目標等	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式） 無 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 文化・体育大会への参加結果から指標の推移等を検証することができないため。
補助制度開始	平成21年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 学校への周知
事業担当	（担当部署） 教育総務課
	（電話番号） 58－7353